



(第一期支援プラン概要版より)

計画推進部会

推進施策の体系

支援プランでは、基本理念と4つの基本目標を推進するために、10の施策を推進施策として位置付け、5年間の計画期間において施策の推進を図ります。また、法に基づき、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業について、5年間の事業計画を策定して計画的に事業を推進します。

基本理念

安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり

基本目標1 育ちを守る

子どもの健やかな育ちを守ります

推進施策1-(1)

子どもの健康の保持と増進

- ① 乳幼児医療費無料化の継続
- ② 乳幼児などに対する感染症対策の充実
- ③ 乳幼児などの健康管理の推進
- ④ 思春期保健対策の充実

推進施策1-(2)

子どもの最善の利益の確保

- ① 子どもの権利に関する啓発活動の充実
- ② 子どもに関する相談機能の充実
- ③ 児童虐待防止体制の充実
- ④ 子どもの貧困対策の推進

推進施策1-(3)

障がい児など特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実

- ① 疾病および事故の予防、早期発見並びに治療の推進
- ② 専門的な医療や療育の提供
- ③ 一人一人のニーズに対応した教育の提供
- ④ 多機関連携による教育支援体制の整備

推進施策1-(4)

安全・安心な活動場所など、子どもの健全な発達のための良質な環境整備

- ① 子どもの遊び場の確保
- ② 児童館・児童センターなどにおける児童健全育成の充実

基本目標2 親としての成長

子育てを通して親としての成長を支えます

推進施策2-(1)

妊娠・出産期からの親子の成長への切れ目のない支援

- ① 妊娠・出産の支援
- ② 育児への知識・技術の普及・啓発
- ③ 保健・医療・福祉・教育などの連携強化
- ④ 小児医療・周産期医療の体制整備

推進施策2-(2)

地域における子育て支援の推進

- ① 育児に関する相談機能の充実
- ② 子育てに必要な知識の普及・啓発および子育てに関する情報提供の充実
- ③ 地域で子育てを支援する体制づくり

基本目標3 仕事との両立

子育てと仕事が両立できる環境をつくります

推進施策3-(1)

ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- ② 多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供
- ③ 育児休業からの復帰の支援
- ④ 小学校の放課後などの居場所づくり

推進施策3-(2)

ひとり親家庭の自立支援

- ① 相談支援の充実
- ② 生活支援の充実
- ③ 就業支援の充実

基本目標4 質の向上

教育・保育や子育て支援の質の向上に取り組みます

推進施策4-(1)

教育・保育内容の質の向上

- ① 幼稚園教諭および保育士の資質向上
- ② 教育・保育などの適正な実施(施設監査など)
- ③ 認定こども園の普及
- ④ 保育士などの人材確保

推進施策4-(2)

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携の推進

- ① 保幼小連携の推進
- ② 接続期におけるカリキュラムの充実

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
 - ・認定こども園
 - ・幼稚園
 - ・保育所

- 地域型保育給付
 - ・小規模保育事業
 - ・家庭的保育事業
 - ・居宅訪問型保育事業
 - ・事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業(11事業)

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)
- 一時預かり事業(幼稚園)
- 一時預かり事業(その他)
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

教育・保育推進部会

子ども・子育て支援推進部会